

第六章 大正期の産業・経済

第一節 農業

第一項 稲作

大正期の稲作概況 大正期の亀山町の農業概況について、亀山西小学校『郷土教育資料』には、「土地は一般に丘陵起伏せるも中部を貫流する鈴鹿川並に南北の河流域は概ね平坦にして、田園開け作物に成熟に適せる為当町に於ける主要産業にして、その耕地面積に対してその三割八分五厘余に当り且つその六割八分弱に当る水田には米穀よく熟し、郡内角地産を合し伊勢米として各方面に搬出し、良質を以て声売価上れり。其他田（二毛作）畑は麦類・桑・茶其他の栽培に適し、殊に桑は古来養蚕業の発達を促して現今に及び茶も亦その産額多し。但し搬出米は当町以外各町村のものも含み、当町のみにては充分にその需要を満すに足らず」と記されている。

農地・農家の様子は、田の面積は五二九、三〇、耕作地を自作・小作別で見ると、自作地田二一九、〇〇、小作地三一〇、三〇であり、その比率は四一・四％、五八・六％であった。畑は三三二、四〇であった。自作地が畑一二七、四〇で、小作地は、一〇五、〇〇で、三八・三％、あった。小作地は三一〇、三〇、畑一〇五、〇〇であった（『大正二年 三重県鈴鹿郡亀山町治要覧』）。また、農家戸数は表6-1に示すとおりである。農家戸数の合計

町名	自作農	小作農	半自作農	合計
亀山町	363	490	309	1162
関町	170	314	149	633
神辺村	73	64	169	306
坂下村	89	26	29	144
加太村	88	76	84	248
昼生村	63	201	146	410
井田川村	93	280	185	558
川崎村	222	200	—	422
野登村	510	198	175	883
白川村	148	75	79	302
合計	1819	1924	1325	5068

（出典）『鈴鹿郡郷土誌』より作成

表6-1 農家戸数表（大正2年調）

は五〇六八軒であり、農家の田地所有形態別で見ると、自作農が一八一九件、小作農が一九二四軒、半小作農が一三二五であった。自作農三五・

九％、は亀山町が最も多く、続いて野登村、井田川村、川崎

村、昼生村と続いている（『鈴鹿郡郷土誌』「自作農と小作農（大正二年調）」）。

また、作付け反別は、亀山町が五〇〇町を超えて突出しており、川崎村・井田川村・野登村が三〇〇町以上であった。ある程度、作付け面積の規模によって米の収穫高も決まり、亀山町が最も多く、川崎村、野登村、昼生村が続ぎ、五〇〇〇石以上を収穫した。しかし、一段歩あたりの収穫高を求めると、白川村が二石一七斗となり、率の面で首位に立った（表6-2 『鈴鹿郡郷土誌』「米の収量（大正二年度現在）」）。

土壌・肥料 大正期の亀山の土壌・地質について確認されている。各地の土質は次のとおりである。①亀山町：埴質壤土、砂質壤土、②関町：砂質壤土、粘質土壌、③神辺村：粘質壤土、埴土、④坂下村：砂土、砂室壤土、⑤加太村：砂質壤土、粘質壤土、⑥昼生村：砂質壤土、埴土、⑦井田川村：砂質壤土、埴土、⑧川崎村：黒土、埴土、⑩野登村：粘土・砂土、腐植壤土、⑪白川村：粘土、粘質壤土。また干ばつを受けやすい地区も把握されており、亀山では安知本、住山がそれにあたりるが、穿井によって対処している。関町では北野整理地がそれにあたる。その他、神辺村が布気の道野、坂下村は沓掛、加太村は向井、中在家、昼生村は稲田、赤阪、島前、中島、前田、北山、南山

町村別	作付け面積 (町)	収穫高 (石)	一段歩あたりの 収穫高(石)
亀山町	531	11,151	2.10
関町	153	3,006	1.96
神辺村	248	4,551	1.84
坂下村	244	464	0.19
加太村	142	1,773	1.25
昼生村	288	5,069	1.76
井田川村	357	4,913	1.38
川崎村	364	7,064	1.94
野登村	309	5,148	1.67
白川村	212	4,579	2.17

（出典）『鈴鹿郡郷土誌』より作成

表6-2 米の作付面積・収穫量・一段歩あたりの収穫高

田、井田川村は川合の瓜生、野登村は原尾、安楽、白川村は松山、東太谷、西大谷、八十谷であった。これに対して川崎村は干害による被害をほとんど受けない地域であった（『鈴鹿郡郷土誌』「第二十一課旱魃」）。

『鈴鹿郡郷土誌』（大正元年度）を見ると、当時利用された肥料について記されている。ここに記されている肥料は大正期に限らず、前後の時代においても利用されいたことであろう。また一般的な事柄であろうが、一応見ておく。

「厩肥」^{きゅうひ}については、堆肥^{たいひ}を作る農家は多かったが、堆肥舎を持つ者は少なかった。体積方法は厩肥、わら、麦稈^{むぎから}、落ち葉、緑草などを混合し、三〇cmほどの厚みにして踏みつけ、その上に少しの乾土をかぶせ、さらに三〇cmほどの厩肥を重ね踏みつけていく。この作業を繰り返し、高さが一五〇cmほどになってから乾土を盛って、四〇から五〇日寝かせる。その後、備中^{びっちゅうぐわ}鋤でこれを崩して、よく混ぜて積み替えていく。

「油かす」は一般的に麦・桑・蔬菜^{そさい}・茶などの畑作物に利用された。使用法は粉末のまま使用することもあったり、肥だめに入れてよく腐熟させてから用いたり、過リン酸石灰などと混用する、など使用方法は様々であった。「魚肥」は鯰^{にしん}・鰻^{いわし}の乾魚と搾り粕からなり、主として稲、麦、桑、茶、蔬菜類に使用した。細粉として基肥として使われることが多かったが、米糠、わら灰等と混合して使用されうこともあった。

「緑肥」も使用されたが、その種類は紫雲英、生草、青刈大豆、藤、ぬるで、などの嫩芽^{どんが}であった。このうち、紫雲英^{げんげ}の栽培および施肥について、紫雲英の栽培面積は田地の一割強より三・四分位であった。生のまま使用することは少く、多くは乾かして田に用いられた。田を鋤で起したる畦間の溝に施す。また押切にて粗到し、犁き均した田面に撒布し、水を湛へたる時、踏み込むこともあった。施用量は一定していないが、一反につき一二〇・一三〇から三〇〇貫くらいを用いた。

その他「糠および骨粉」も利用された。糠は多く草木灰と混用し、麦、桑、茶、甘藷、葱、菘等に施用した。骨粉は明治末もしくは大正の初めに稲に施用せらるようになったが、極めて少なかった。

上述の亀山では所有者の少なかった堆積肥料舎の建設・所有が奨励されるようになった。一九一二（明治四十五）年六月に関町農会では堆積肥料舎二〇棟分の補助金を建設希望者にたいして農会費より交付することが通知された。（関町史編さん資料明治四十五年六月二十四日）これは次年度も行われており、一九一四（大正三）年三月末に、二年度予算化された堆積肥料舎四棟分の建設補助金が余っており、希望者に告知した（史³²⁰）⁴。また、肥料の価格が高騰しことに乗じて不良肥料が出回った。

「能登物産石炭」と称する石炭肥料が大量に県下に搬入され、販売されるようになった。その肥料を分析をしてその成分は窒素が〇・二％前後、リン酸二％前後の含有率で五穀肥料としての価値が非常に低く、購買者に誤って購入しないよう注意を促すような通達が勧業課より関町長に回った（史³²⁰）³。

鈴鹿郡農会の発足 鈴鹿郡農会が組織され、農事改良の一環として「品評会」や「競争」と銘打つイベントが開かれた。一九一四（大正三）年十二月、鈴鹿郡農会では牛馬耕の普及と耕具の改善を図ることを目的として鈴鹿郡農会競犁会の開設されることになった。それに対して、第三区内から技能長を務める者を一人選抜し、出願するように依頼された（関町史編さん資料）。

農会の事業の拡大に対して村から補助金の支給も行われることもあった。一九一九（大正八）年度には議会で補助金を拠出することが決定した。本村農会の施設事業が膨張していて、費用も増加している。農会費として会員から若干徴収されており、村費からも補助金を支給されているが、物価の高騰によってまだ不足を感じる状態にあったことを理由として、六〇円の補助

がなされた（永村家文書）。

地主・小作関係 一九一二（明治四十五）年六月に地主の中で多数の小作人を動員して毎年小作品評会を開催し、農事改良に励み施設経営し、小作人の指導・誘掖に努め、かつ地主小作間相互の融和を図り、小作人の教養・風格の矯正に留意し、模範となる者に対して、戊申詔書謄本を下付の承二付、詮議してるところで、該当者がいる場合は、その事績・人名など詳細の調査を行い、報告するように関町役場が第三区長の服部吉右衛門に依頼した（亀山市歴史博物館所蔵関町史編さん資料）。

大正元年の関の農協について（大正元年十一月三十日 関町史編さん資料）、地主会での決定事項を小作へ周知する旨を大正元年十二月二十九日、関町長から第三区長へ通知された。この年は風害によって全体的に収穫が減少しており、本年に限って地主は小作に対して特別に賞与金を多目に与えることになった（史³²⁰⁶）。規約で定められた賞与金は「一等米一俵二付、金拾五銭、二等一俵二付、金八銭、三等米〇」であったが、特別賞与金として「一等一俵二付、金拾五銭 二等米一俵二付、金拾二銭 三等一俵二付、金拾銭」を供与することとなった。ただし、「糯米ニハ賞与ヲ付セザルコト」、「北野耕地整理地ハ既ニ特別ノ条約成立ニ付、除外ノコト」という条件が付け加えられた。

また、小作料について、関町小作組合がその減額を求めた史料が残っている。「関町小作組合の小作料減額申込書」（史³³³⁷）である。

減額申込理由

本年凶作ノ最底ヲ三割減ト家庭シ、平年作一反歩ヲ五俵二斗トスルトキハ、本年ハ一石五斗四升トナル、此掟米四割ヲ減額（平年三俵二斗）シテ納付スルモノト仮定シ、八斗四升トナリ、差引平年作ナレバ八斗ノ利得（肥料代共）ナルニ比シ、本年ハ七

斗ノ利得トナリテ平年作ニ比スレバ一斗ノ損失ヲ蒙ルコトトナル、依テ掟米四割減ヲ嘆願スル次第二候

農学校の開校 一九一二（明治四十五）年に鈴鹿郡立農学校が南崎権現跡地（南崎町に）開校された。同校は一年制で農業の知識・技能習得を目的として開校された。卒業後には種々の便利を与えられるようになっていた（『伊勢新聞』明治四十五年四月二十五日）。同校は四月一日より授業が開始される計画であつたが、遅れたようである。次の資料でそれが確認できる（関町史編さん資料）。

今般亀山町へ郡立農学校ヲ新設シ、本月一日ヨリ授業開始ノ予定ニ有之候ニ付テハ、該校ニ対スル未ダ内容ヲ失悉シザル向モ有之ト存ジ候ニ付、本月四日本郡山北視学当役場へ臨席ノ上、右ニ関スル学則其他詳細ナル事故項説明相成ベク旨通知有之候条、貴職ハ勿論、左記氏名其他御郡内有力者へ当日午後一時迄ニ必ズ当役場楼上へ御参集可相成様、御布達御取計相成度、此段申進候也、

明治四十五年四月一日

関町長吉川房吉（朱印）

第三区長服部吉右衛門殿

齊木庄二郎 葛原忠以

同月十二日には主務局から認可され、生徒募集を行っている。校長には三重県農林学校教諭の大沢勝次郎が着任し、校舎は当面郡役所内の仮校舎が利用されることとなった。開校の運びに至る町役場ではそれぞれ番号を決定したが、今回は市街部だけでなく、井田川村小田和泉等からの加入あり、ゆくゆくは村落部にもその必要を感じて、第四回以後は川崎村にも拡大していくことが予想された。二十五日の開校後も五月中は志願者の入

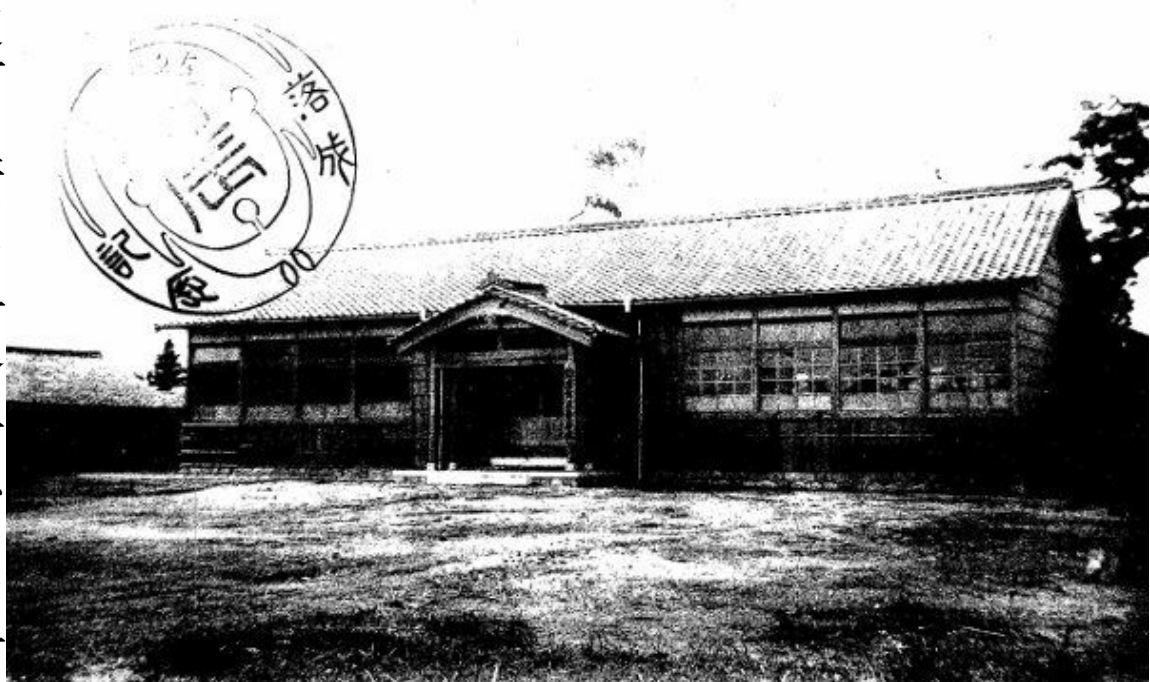


写真6-1 鈴鹿郡立農学校校舎（明治45年）

学が許可されることとなった。また教諭が一名任命された。その他、郡農業技手と教諭を兼ね、郡内出張の際などは家庭を訪問して、連絡を取るようなこともあった。（『伊勢新聞』明治四十五年四月十七日、二十日、二十五日）

大正二年三月二十七日、第一回卒業式が行われ、二三名が卒業したが、そのうち、亀山町八名、神辺村・井田川村各三名、白川村二名であった。三年三月の第二回卒業式では二七名（うち亀山町・神辺村各四名、井田川村・川崎村・白川村各一名）、四年三月、二十九名（うち亀山町・昼生村各五名、野登村二名、白川村・川崎村・井田川村各一名）、五年三月の第四回卒業式では四〇名（うち亀山町・野登村各四名、神辺村・井田川村・白川村各二名、昼生村一名）が卒業している。大正六年に修業年限を二年と改め、学習は四・十・十二・一・二・三月で、実習は五・六・七・八・九・十一月とした。授業料は一ヶ月五〇銭、郡外社は七五銭と定められ、実習期間は徴収されなかった（『鈴鹿郡公報』）。

第二項 麦作

作付面積・収穫高 麦作（大麦）については『鈴鹿郡郷土誌』

「大正元年」に一般的なことが記されている。播種期は「十月中旬より十二月中旬迄とす」播種量は「二反当三四升とす」、整地は「耕起して高畦を作り、浅き空溝を造りて、その底を足にて踏み、條播又は密接摘播をなす。麦種の下には下肥、上には草木灰に混和せる元肥を施すか、若くは厩肥又は乾草等にて蓋肥をなし、薄く土を被す」。肥料及中耕は「油菜と大同小異なり」収穫は五月より六月の初頃に至り鎌にて刈り取り、麦扱にて扱き落したる穂を乾かし、麦摺機または連枷にて打ち落して、さらに乾かし、芒を去りて四斗五升入りの俵に入っていた。

大正元年の各町村の麦の作付面積、収穫高、一段あたりの収穫高は次表のようになっていいる。作付面積と収穫高は亀山町が最も多かった。ただ、一段あたりの収穫高は関町で一八二石という数字を出した。次いで亀山町一四九石で、さらに昼生村一四五石が続く。

麦作品評会 一九

一七（大正六）年
九月には鈴鹿郡農

町村別	作付反別(反)	収穫高(石)	一段歩あたりの収穫高(石)
亀山町	1,686	2,516	149
関町	667	1,214	182
神辺村	691	679	98
坂下村	180	196	109
加太村	795	764	96
昼生村	1,097	1,591	145
井田川村	1,147	1,219	106
川崎村	1,275	785	62
野登村	874	195	22
白川村	182	195	107

(注1) 大小裸麦の合計

(注2) 久間田、深井沢、川崎村は雹害による影響で減少。

(出典)『鈴鹿郡郷土誌』(大正元年)より作成。

表6-3 大麦・小麦の作付面積・収穫高

会主催の麦作増収品評会が鈴鹿郡役所で開催された。(史3217『鈴

鹿郡公報』その出品数は一一九点を数え、受賞者は四六名であった。一等は豊田広五郎(亀山町)、服部実雄(同)、豊田寿作(同)、服部義秋(同)であった(『鈴鹿郡公報』)。同品評会は翌年十月十六日にも行われており、出品数は二九一点にのぼり、前年を大きく上回るくらいに盛り上がった。一等賞を受賞したのは豊田甚七(亀山町)、豊田清数(同)、打田利七郎(同)であった。

第三項 養蚕

養蚕業の概況 『鈴

鹿郡郷土誌』「大正元年」によれば、大正元年亀山における養蚕戸数は、以下の表6-4の通りである。

町村名	飼育戸数(戸)	掃立蛾数	収繭額(石)
亀山町	545	135,024	1,377
関町	160	39,812	575
神辺村	217	85,320	887
坂下村	41	11,700	118
加太村	76	14,302	143
昼生村	176	38,316	325
井田川村	327	116,700	1,202
川崎村	227	57,356	835
野登村	180	49,880	594
白川村	74	27,960	359

(出典)『鈴鹿郡郷土誌』(大正元年)より作成

表6-4 養蚕業者の戸数・掃立蛾数・収繭額

村がそれに続く規模であった。ともに収繭量が一〇〇〇石を超えている。

第四項 茶葉栽培・製茶

茶葉栽培の概況

一九一三(大正二)年の亀山町の製茶について見ると、茶園は一五反六〇畝、製茶戸数が五〇戸、製茶産高三九四八貫、産額六二六九円であった(青木七重家資料『大正二年 亀山町治要覧』)。一〇年が経過する一九二二(大正十一)年の鈴鹿郡の様子を『鈴鹿郡公報』第三八五号に記されており、茶園の面積は、亀山町一〇反、関町八反三畝、神辺村一六反七畝、坂下村一五反八畝、加太村九反、昼生村五反、井田川村九反九畝、川崎村一二反二畝、野登村一五反、白川村四反三畝、計一〇六反二畝であった。

製茶量と生茶量は亀山町で二八九〇貫・一七三八〇貫、関町

で一〇四五〇貫、一六六〇〇貫、神辺村一〇三二五貫、二七五五五貫、坂下八〇〇〇貫、二三五五〇貫、加太村は生茶のみ一五〇〇貫、昼生村は生茶で五六〇貫、井田川村一〇三〇貫、一四四一〇貫、川崎村五〇五〇貫、二四四〇〇貫、野登村八四〇〇貫、一七三〇〇貫、白川村三七〇貫、七七七〇貫、製茶量計四六五一五貫、生茶量計一五一〇二五貫であった。

製茶と生茶の生産額については、亀山町が一〇六〇六円・七〇八九円、関町が三〇六九七円・六〇五〇円、神辺村三〇二六六円・一三七七〇円、坂下村二六九二五円・一〇四五〇円、加太村生茶のみ四三六円、昼生村二二二円、井田川村三五六一円・五一一五円、川崎村一四七一〇円、一二六八八円、野登村一八〇四五円・九六八五円、白川村一〇八〇円、三二四九円、製茶産額の合計は一三万五八九〇円、生茶産額の合計は六八七五三元となっていた。

製茶改良の奨励

製茶業の改良・発達を図る目的で各種補助が行われた。「共同製茶場」を設置する場合、二〇円以内の補助

金が交付されることとなった。製茶場は五名以上一〇名未満の共同者が必要で、手揉製造の時は焙ろ五個以上を設備し一カ年の生茶消費高五〇〇貫匁以上とし、機械を併用するにあつては焙廬三個以上を設備、一円の生茶消費量一〇〇〇貫匁以上とした。製茶はできるだけ共同販売を行うことと条件があつた。また、茶園の新設に対しても補助がなされた。その規定には、①一畝歩以上、②短期間の植物の間作は別として、純然たる茶園として他の作物を栽培しないこととなっていた。補助金の交付は①直接本圃に茶種子を播下するものは一反歩に付き二円以内、②苗圃を設置して移植をなすものは本圃一反歩に付き三円以内として調査をした上で決定することとした（『鈴鹿郡公報』二七五号・大正九年八月二十日）。製茶業の発展、品質向上のための品評会も開催され、一九二〇（大正九）年四月には、亀山町に株式会社伊勢製茶会社が資本金五〇万円で設立されてい

る。

第五項 畜産・家畜

農学校での実習

鈴鹿郡では各町村農事担任者、鈴鹿郡立農学校は生徒を集めて、二十六、七両日、県農事試験場の技手を招き、郡立農学校において鶏の去勢術の実習を行った。午前中は理論講話を聴き、午後は各自執刀実習を行った。去勢鶏は食用として食肉牝鶏に劣らず、その肉量も多量であつて、利益も少なくなかつたと言われた（『伊勢新聞』大正元年八月二十日）。

改良・増殖 大正九年九月に「種牡牛補助規定」が三重県鈴鹿郡農会長庄野繁治から布達された。それには「畜牛」の改良と増殖を奨励し、郡内での飼育する種牡牛の所有者に補助金を交付することとしている（『鈴鹿郡公報』第二七七号・大正九年九月十日）。